

# 岡山県造林事業調査要領

昭和53年7月20日 治第359号  
(略)

改正 令和4年9月7日、治第343号  
改正 令和5年7月6日、治第254号  
改正 令和6年3月29日、治第754号  
改正 令和7年4月1日、治第68号  
改正 令和8年5月7日、治第113号

## 第1章 総則

### 第1節 趣旨

岡山県造林事業補助金交付要綱（昭和48年7月23日付け、治第867号。以下「交付要綱」という。）に規定する造林事業調査（以下「調査」という。）は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日、13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日、14林整整第580号。以下「環境保全運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け、21農振第2453号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け、21林整計第336号）、岡山県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け、治第69号。以下「作業道作設指針」という。）及び岡山県森林作業道実施基準（平成23年8月25日付け、治第611号。以下「作業道実施基準」という。）によるほか、この調査要領の定めるところによる。

### 第2節 調査員の任命と服務

- 1 調査は、林業に関する専門的な知識技術を有した職員により県民局長の任命する調査員が行うものとする。  
ただし、知事が必要と認める場合には本庁調査員が行う。
- 2 知事は、公益社団法人おかやまの森整備公社（以下「公社」という。）が事業主体の場合、施行地を所轄する県民局長に現地調査を依頼することができる。
- 3 調査員は厳正かつ公平に調査を行わなければならない。

### 第3節 調査の対象

調査は、原則として申請のあった施行地1か所ごとに行うものとする。

### 第4節 調査の認定

- 1 調査の結果、当該施行地が環境保全要領等関係規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で、当該年度における一定期間内に手直しを行ったものについては、再調査を行うものとする。

### 第5節 調査調書の作成

調査員は調査調書（別紙様式）を作成し、記名の上、農林水産事業部長に提出するものとする。また、公社が事業主体の場合は、農林水産事業部長は調査調書の原本を林政課長に提出するものとする。

### 第6節 調査調書の保存

調査調書及びこれらに類する書類は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5か年間保存しなければならない。

## 第2章 調査

### 第1節 共通事項

#### 第7節 調査の趣旨

調査は、その内容が環境保全要領等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、環境保全運用別表1のキの規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第13条まで及び第17条から第23条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

## 第8 GIS等の活用

- 1 調査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（調査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等を岡山県森林クラウド等のGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び調査に活用する。
- 2 前項1のGIS等で管理し活用できる情報（以下「GIS等登録情報」という。）のある施行地において申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

## 第9 施行地の位置確認

施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、岡山県森林クラウド等のGIS等で照合・確認するものとする。

## 第10 施行地の区域確認

- 1 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。
- 2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている区域、又は、地拵えが完了している区域とする。
- 3 環境保全要領別表1に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。
  - ・別表1の1のイ、キ、ク、ケ、コ
  - ・別表1の2の(1)のイ、カ
  - ・別表1の2の(2)のイ、キ、ク、ケ
  - ・別表1の2の(3)のイ、キ、ク、ケ
  - ・別表1の2の(5)のイ、カ、キ、ケ

## 第11 除地

施行地内の施業不可能地であって1か所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1か所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

## 第12 測量成果・面積の確認

- 1 第8の2のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、次のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
  - (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、閉合トラバース測量による閉合比1/100、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
  - (2) 地球測位システム（GNSS）等による測量成果の提出があった場合は、2か所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
  - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、調査員は申請者に再測量を命じるものとする。
- 3 精度の高い既存の図面により申請のあった場合には、調査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、確認するものとする。

### 第13 本数の確認

- 1 本数の確認については、次のいずれかの方法（以下「本数調査法」という。）による。
  - (1) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に100㎡を基準として区域（以下「標準地」という。）を設定し、区域内の本数を計測する方法
  - (2) 施行地内の標準的な植列において調査対象11本の間隔の延長及びその植列に直角の方向に11列の間隔の延長をそれぞれ計測し、列間距離の平均値を求め、本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- 2 標準地（前項1の(2)の場合も含む。）の設定箇所数は、交付申請の面積により原則として次のとおりとする。
  - (1) 1.0ha未満の場合 1か所以上
  - (2) 1.0ha以上の場合 2か所以上とし、2.0ha増すごとに1か所以上加算

### 第14 森林所有者及び造林地の地番

施行地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を調査調書に記入する。

### 第15 事業主体等の確認

事業主体の要件等について、次の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

なお、調査員は、必要に応じて事業主体に確認した書類の写しを求めることができる。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
  - ア 環境保全要領別表4に係る次の書類等
    - (ア) 森林経営計画に基づく申請については、市町村の長（森林法第19条第1項の規定により県知事が処理することとされる場合にあつては県知事、農林水産大臣が処理することとされる場合にあつては農林水産大臣）が認定した森林経営計画の認定番号、計画内容
    - (イ) 花粉発生源植替え及び花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備並びに森林作業道整備については、事前計画
    - (ウ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
  - イ 環境保全要領別表1の2の(1)から(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
  - ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
  - エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
  - ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
  - イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
  - ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 環境保全要領第8の2により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
  - ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
  - イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。
- (5) 事業完了時点の確認は原則として完了届等事業主体からの届出による事業完了年月日によるものとする。
- (6) 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。）が、所有森林の事業（森林組合等受託造林として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ）に従事している場合は、交

付要綱第3条の4に規定された基準を満たしているか、作業日報等により確認する。

#### 第16 現場監督費及び社会保険料等の確認

- 1 環境保全要領第10の(3)のイの共通仮設費において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。
- 2 同号のイによる施行地においては、次のことを確認する。
  - (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
  - (2) 現場労働者の中に個人請負者が含まれる場合にあっては、当該個人請負者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
  - (3) 熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間が加算対象期間に全て含まれていることを確認する。ただし、下刈りについては、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。
  - (4) 「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」（令和7年3月21日付け6林政経第365号経営課長・森林利用課長通知）に基づき、事業主体の技能者が3割以上在籍するとして、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、検査時において県で公表又は把握されていることを確認する。

#### 第2節 施業種ごとの調査事項

##### 第17 人工造林及び樹下植栽等の調査

- 1 植栽本数については、本数調査法による。
- 2 枯損率については、本数調査法による調査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- 3 枯損率が20%未満であるときは、本数調査法によって確認した植栽本数をもって査定本数とする。ただし、枯損率が査定基準本数の20%以上のものは完了と認めないものとする。
- 4 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。
- 5 地拵えについては、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。
- 6 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去を確認する。
- 7 特殊地拵えに係る確認については、次のとおりとする。
  - (1) 特殊地拵えについては、本数調査法により、本数被害率（被害本数／被害直前の生立本数）を確認するとともに災害の種類を判定する。
  - (2) 被害木等の樹種、被害直前の蓄積等の確認は、森林簿等によるほか、本数調査法に準じて調査するものとする。
  - (3) 被害木等の整理の実施率（被害木等の伐採本数を被害直前の生立本数で除したものをいう。）の確認については、(1)の本数調査法に準じて算出し、実施状況を把握する。

なお、搬出を伴うものについては、事業施行前後の写真等により、搬出本数を確認する。
- 8 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

##### 第18 下刈りの調査

- 1 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。
- 2 下刈り回数を施業履歴等により確認する。また、令和4年度以降の人工造林の施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真及び書類により、下刈りの必要性を確認する。

#### 第19 雪起こし及び倒木起こしの調査

- 1 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数調査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率に被害区域面積を乗じて求める。
- 2 被害区域面積は被害木のある森林面積とする。

#### 第20 枝打ちの調査

- 1 枝打ちの本数については本数調査法により確認し、枝打ち実施本数をもって査定本数とする。
- 2 標準地において、枝打ち幅及び切口の仕上がり状況を確認する。

#### 第21 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の調査

- 1 保育間伐、間伐及び更新伐については、本数調査法により、伐採率を確認する。
- 2 除伐については、不用木を全て除去しているかどうか確認する。
- 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。
- 4 間伐及び更新伐等における伐採木の集材（木寄せ、運材）作業の状況について、当該作業状況を撮影した写真等により確認する。
- 5 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。
- 6 12齢級を超える林分で行った保育間伐については、1の本数調査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。
- 7 整理伐の施業地については、施業後、地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良事業の実施の有無について確認し、不用と認められる場合には、調査調書の裏面に写真を添付すること。
- 8 人工林整理伐（面的複層林施業を除く。）の伐採率について、本数調査法による本数率によりがたいものについては、伐採区域面積を施行区域面積で除した面積率により算定する。
- 9 面的複層林施業については、次のとおりとする。  
帯状及び群状による更新伐の伐採率は、伐採区域面積を施行区域面積で除した面積率により算定する。

#### 第22 付帯施設等整備の調査

- 1 付帯施設等整備については、適用標準単価の設計仕様以上の効果が発揮できることを確認する。
- 2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

#### 第23 森林作業道の調査

- 1 森林作業道については、作業道作設指針及び作業道実施基準に規定する各項目と照査し、調査するものとする。
- 2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

#### 第24 その他

- 1 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- 2 林齢については、当該施行地の植栽時の調査、事業主体からの聞き取り、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。
- 3 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

### 第3節 現地での確認

#### 第25 現地確認の手法

- 1 第7の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。
  - (1) 間伐及び更新伐の施行地であって、環境保全要領第1の別表1の1の事業規模の要件を満たす施行地については、当該施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地で実施する。
    - ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地
    - イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、申請単位が2から4の場合は抽出する申請単位は2、5から8の場合は3、9以上は4とし、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する数を無作為に抽出した施行地
  - (2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が次の面積未満のものについては、当該施行地の1/10以上に相当する数を無作為に抽出した施行地で実施する。
    - ア 事業主体が市町村及び公社の場合 10.0ha
    - イ ア以外の事業主体の場合
      - (ア) 人工造林 1.0ha
      - (イ) 人工造林以外 3.0haなお、人工造林には、樹下植栽、改良(植付け)及び鳥獣害防止施設等整備のうち食害防護資材設置を含む。
  - (3) 花粉発生源植替えの施行地については、前項(2)に関わらず、すべての施行地について実施する。
  - (4) 森林作業道(改良は除く。)及び鳥獣害防止施設等整備のうち獣害防護柵設置の施行地であって1施行地の延長が2,000m未満のものについては、当該施行地の1/10以上に相当する数を無作為に抽出した施行地で実施する。
- 2 無作為抽出の方法等については、別に定める「造林事業調査要領の留意事項」による。
- 3 現地確認等において、疑義が認められる申請については、前2項に定める抽出調査は適用しないものとする。また、疑義が認められる申請を行った事業主体に対しては、一定期間、全数調査を実施するものとする。
- 4 精度の高い既存の図面により申請のあった場合には、調査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、確認するものとする。

#### 第26 現地確認の体制等

- 1 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名体制によることも可とする。
- 2 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。
- 3 調査時における、調査員及び立会人並びに調査状況(測量成果、伐採本数、施工状況等)の写真を撮影し、調査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。
- 4 現地確認を実施した施行地の調査調書にはその旨記載し、次の確認事項を施業図等に朱線で記入する。ただし、GNSSデータが記録された現地確認写真等により現地確認位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
  - (1) 調査員が調査のため踏査した経路
  - (2) 調査した線及び測点
  - (3) 標準地の位置
  - (4) 調査事項及び結果

#### 第27 調査関係書類の情報公開

造林事業に関する情報開示について、事業の透明性・客観性確保の観点から、次の事項について、関係書類を備え置くなど常時公表することとする。

- (1) 現地調査の無作為抽出方法
- (2) 竣工調査結果

附 則

- 1 この調査要領は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度予算分から適用する。

(略)

附 則

- 1 この調査要領は、令和4年度2・四半期事業から適用する。
- 2 令和3年度森林環境保全整備事業費補助金及び令和3年度農山漁村地域整備交付金により実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この調査要領は、令和4年度3・四半期事業から適用する。
- 2 令和3年度森林環境保全整備事業費補助金及び令和3年度農山漁村地域整備交付金により実施する事業については、なお従前の例による。ただし、第20の規定を除く。

附 則

- 1 この調査要領は、令和5年度2・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この調査要領は、令和6年度1・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この調査要領は、令和7年度1・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この調査要領は、令和8年度2・四半期事業から適用する。